

島根県医師・看護職員等宿舎整備費補助金交付要綱

(通則)

第1条 島根県医師・看護職員等宿舎整備費補助金（以下「補助金」という。）については、島根県医療介護総合確保促進基金（平成26年島根県条例第43号）を財源として、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、地域医療介護総合確保基金管理運営要領（平成26年9月12日医政発0912第5号厚生労働省医政局長通知の別紙）及び補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）（以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、医師及び看護職員等医療従事者の病院宿舎整備を支援し、医療従事者の確保及び定着を促進するとともに在職医療従事者の負担軽減を図ることを目的とする。

(交付の対象)

第3条 県内に所在する病院の開設者（以下「事業者」という。）が行う医療従事者用宿舎整備事業を交付の対象とする。但し、へき地医療拠点病院（へき地保健医療対策実施要綱（平成13年5月16日付け医政発第529号）に基づき知事の指定を受けた病院をいう。）が医師住宅を整備する事業は除く。

(交付の対象外)

第4条 この補助金は、次に掲げる費用については、交付の対象外とする。

- (1) 土地の取得又は整地に要する費用
- (2) 門、柵、塀及び造園工事並びに通路敷設に要する費用
- (3) 設計その他工事に伴う事務に要する費用
- (4) 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することよりも効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用
- (5) その他の整備費として適当と認められない費用

(交付額の算定方法)

第5条 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 別表に定める基準額欄と対象経費欄の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定した額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額と同表の補助率欄に掲げる率を乗じて得た額を交付額とする。

(交付の条件)

第6条 この補助金の交付決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業の内容のうち、次のものを変更する場合には、知事の承認を得なければならない。
 - ア 建物の設置場所（ただし、設置予定敷地内における設置場所の変更で機能を著しく変更しない軽微な変更を除く。）
 - イ 建物の規模、構造又は用途（ただし、機能を著しく変更しない軽微な変更を除く。）
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を得なければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物については、知事が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊してはならない。
- (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (7) 事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- (8) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、調書及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければいけない。
- (9) 事業者は、補助事業を遂行するため、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適当な場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。
- (10) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助事業に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、様式第6号により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は支社、支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、知事は報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする事業者は、補助金交付申請書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。

(変更承認申請)

第8条 事業者は、規則第9条第1項の規定により、知事の承認を受けようとするときは、補助事業変更承認申請書（様式第2号）を提出しなければならない。

(遂行状況報告)

第9条 事業者は、遂行状況報告書（様式第4号）に関係書類を添えて、12月末現在での遂行状況を翌月10日までに知事へ報告しなければならない。

(概算払)

第10条 知事は、必要があると認めるときは、交付決定額の範囲内で概算払をすることができる。

(実績報告)

第11条 事業者は、実績報告書（様式第3号）を事業完了後1ヶ月以内又は3月31日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

なお、事業が翌年度にわたるときは、年度終了実績報告書（様式第5号）を、この補助金の交付決定年度の3月31日までに、知事に提出しなければならない。

(その他)

第12条 特別な事情により、第5条、第7条から第9条及び第11条に定める算定方法、手続きによることができない場合は、あらかじめ知事の承認を受けてその定めるところによる。

また、この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関して必要な事項は知事が別に定める。

附 則（平成24年1月20日 医第1062号）

- 1 この要綱は平成23年4月1日から適用する。

附 則（平成25年6月26日 医第448号）

- 1 この要綱は平成25年4月1日から適用する。

附 則（平成27年1月26日 医第1203号）

- 1 この要綱は平成27年1月26日から適用する。
- 2 この要綱の適用以前に交付した補助金の取扱いについては、なお従前の例による。

別表

対象経費	基準額	補助率
医療従事者用宿舎として必要な新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費	次に掲げる基準単価に整備面積（㎡）を乗じた額 [基準単価] 169,500 円	2分の1

注) 上記基準単価は、新築、増改築及び改修における基準額算定の限度となる単価であり、建築単価が基準単価を下回る場合は、当該建築単価を基準単価とする。